

令和 6 年 度 行 政 処 分 一 覧

No.	処分の相手方	処分通知書の年月日	処分理由	処分根拠	処分内容
1	ミヤコ・エンジニアリング 難波 正博 東京都江東区南砂 6-9-3	令和 6 年 7 月 26 日	市長の指定を受けずに排水設備工事を行った。 排水設備工事を行うための着手届出を怠った。 排水設備工事竣工後に行う完了届出を怠った。	市川市下水道条例第 11 条の 5 市川市下水道条例第 26 条第 3 号 市川市下水道条例第 26 条第 5 号	過料・公表 1 件
2	株式会社佐川工務店 代表取締役 片山 浩 埼玉県川口市芝高木 1-16-48	令和 6 年 7 月 26 日	同 上	市川市下水道条例第 11 条の 5 市川市下水道条例第 26 条第 3 号 市川市下水道条例第 26 条第 5 号	過料・公表 1 件
3	株式会社立田工務店 代表取締役 立田 英男 千葉県八街市八街は 15 番地	令和 6 年 7 月 26 日	同 上	市川市下水道条例第 11 条の 5 市川市下水道条例第 26 条第 3 号 市川市下水道条例第 26 条第 5 号	過料・公表 1 件